

# 緑の保全・回復

～残された緑の保全と緑化の推進～

## 【重点目標の達成状況】

- 市域面積の30%に相当する緑の確保  
水域を含む全市の緑被率は約29%（1999年調査）※水域を含まない場合は約24%
- 樹林地【目標値400ha】  
2005年1月1日現在の山林原野の面積は554haで、前年より8ha減少しました。
- 農地【目標値500ha】  
2005年1月1日現在の農地面積は、前年より18.3ha減少し、707.2haとなりました。
- 公園緑地【目標値1,000ha】  
公園緑地は、622.74haとなりました。（1,050か所、市民1人当たり4.76㎡）

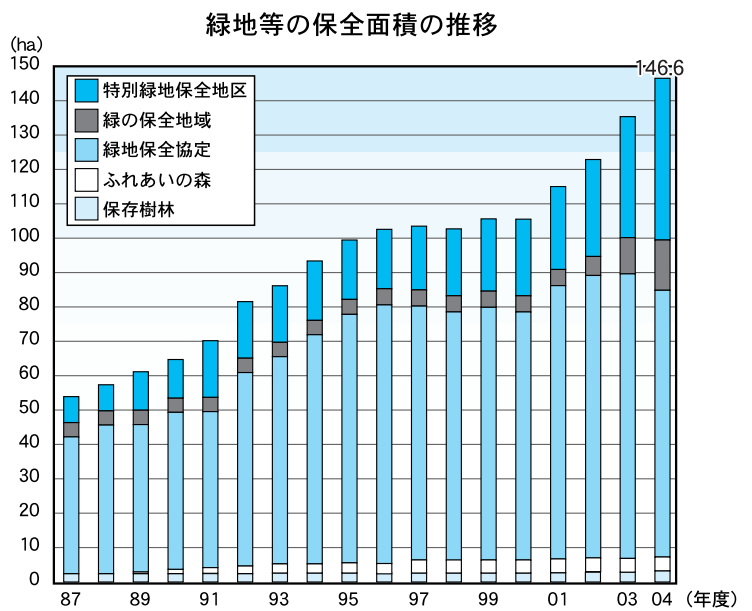
### ◆◆◆◆◆ 樹林地の保全 ◆◆◆◆◆

#### ・特別緑地保全地区、緑の保全地域の指定

市内に残る緑を守るため、神社や寺院などの建物と一体となっている樹林地や風致や景観に優れている緑地などを、「特別緑地保全地区」として都市計画に定め、恒久的な緑地の保全に努めています。現在は31か所、約47.0ha指定しています。

また、その他豊かな林相、水辺地などと一体となって良好な緑を形成している緑地を条例により「緑の保全地域」として指定しており、新たに4か所、約4.5haを指定し、現在12か所、約14.7haとなっています。

緑地保全協定は、平成16年度6件の締結及び7件の解除があったため、109件、約77.63haが保全されています。



### ◆◆◆◆◆ 公園緑地の整備 ◆◆◆◆◆

近年、身近な自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションに対するニーズが高まっています。このような状況から、市街地の全域で歩いていける範囲に、街区公園などの身近な公園の整備を進め、また大規模な公園緑地ではその立地特性などから自由時間を豊かに過ごす場としてふさわしい個性と魅力ある公園緑地づくりを進めています。

### ◆◆◆◆◆ 公園緑地の維持管理 ◆◆◆◆◆

公園緑地の維持については、地域の方々が除草・清掃等の公園愛護活動を行うだけでなく、身近な公園緑地を地域の庭として、積極的に花壇づくり等の活動を行っています。こうした活動を行うことにより、地域コミュニティの活性化や公園の利活用につながることから、地域で活動を実践する方々と市との間で自主管理協定を締結し、苗木・草花・土壌の提供を行っています。2005年3月現在、37公園で協定を締結しています。

